主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人浜谷知也、同平川亮一の上告理由について。

所論原審の認定・判断は、原判決挙示の証拠関係のもとにおいては正当として是認することができ、原判決に所論のような違法はなく、所論は採用するに値しない。よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

介	之	浅	鹿	草	裁判長裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官